

改訂のあらまし

【図書名等】 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」(第14版)
 コードNo. 23275 定価1,980円(本体1,800円+税10%)
 516ページ→568ページ 表紙色変更(赤系→紫系)
 ※コードNo.、定価 変更なし

【発行日】 令和5年4月17日

【改訂のあらまし】

改訂のあらまし	該当頁
令和3年1月の第13版発行後、令和5年2月28日までに公布された法令改正への対応、掲載情報の最新化、関係資料の新規掲載、文言の修正等を行った。 主な改訂箇所は次のとおり。	
第1編 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者の職務と責任	
・第1章1②に金属アーク溶接等作業主任者の全体換気装置の点検についての記述を追加した。	15
・第2章3に金属アーク溶接等作業主任者についての記述を追加。	22
・第2章4のタイトルを「4 リスクアセスメント」と改めた。	22
・第2章4「図1-4 CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル)の流れ」を追加した。	25
・第2章4に「(5) リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置」を追加した。	27
・第2章5にSDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新に関する記述を追加した。	27
・第2章5「表1-2」と「図1-6」の順序を入れ替えた。	28、29
・第3章として「化学物質の自律的な管理」を新設した。	30-33
第2編 特定化学物質および四アルキル鉛による健康障害およびその予防措置	
・第1章1に安衛則第577条の2第2項関係のばく露の程度についての記述を追加した。	37
・第1章4(2)ア①の記述を修正、図2-3を差し替えた。	57
・第1章5に特殊健康診断の実施頻度についての記述および表2-2を追加した。	62
・第1章6「図2-5 一次救命処置の流れ」の図を修正し、応急措置に関し、新型コロナウイルス感染症対応に関して発せられた厚生労働省指針に対応した記述を図2-5の下へまとめた。	64
・第1章6(2)「図2-7」、「図2-8」の図を差し替えた。	66
・第1章6(2)「図2-9」、「図2-10」の図を一部修正した。	67
・第1章6(2)キにオートショックAEDについての記述を追加した。	69
・第1章6(2)クの記述を修正した。	70
・第1章6(2)「図2-14 腹部突き上げ法」と「図2-13 背部叩打法」の順序を入れ替えた。	70、71
第3編 作業環境の改善方法	
・第6章1の定期自主検査についての記述を修正した。	176
・第6章2(3)の除じん装置についての水柱マンメーターの写真を削除し、記述を修正した。	180
・第7章の章名を「特別規則の規定による多様な発散防止抑制措置」と改めた。	185
・第8章として「化学物質の自律的な管理による多様な発散防止抑制措置」を新設した。	186
・第9章に「4 金属アーク溶接等作業の措置」を新設した。	191-192
・第10章2(4)に「図3-11 個人サンプラーによる測定」を追加した。	196
・第10章に「4 作業環境測定結果の第3管理区分に対する措置」、「5 個人サンプリング法の適用対象作業場と適用対象物質の改正」を新設した。	198-200
・第10章の最後に「(参考) 管理濃度、許容濃度等について」を掲載した。	202
第4編 労働衛生保護具	
・「フィットチェック」、「漏れチェック」と記載していたものを、着用時の漏れをチェックすることを意味するものとして「シールチェック」と改めた。	230 他
・冒頭を「第1章 概説」とした。	220
・第1章表4-1に「JIS T 8154 有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を追加した。	221

<ul style="list-style-type: none"> ・第2章1「表4-2」を「図4-2」とし、「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具（G-PAPR）」を追加するなど、図を修正した。 ・第2章1に「エ 有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具（G-PAPR）」を追加した。 ・第2章2図4-3に「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を追加するなど修正した。 ・第2章3表4-2を「令和2年厚生労働省告示第286号別表第1～4」に改めた。 ・第3章4(1)の「(3)防じんマスクの顔面への密着性の確認」の記述を整理した。 ・第6章として「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具（G-PAPR）」を新設した。 ・第7章2⑤の記述を修正した。 ・第8章「空気中の溶接ヒューム濃度と選択可能な半面形面体を有する呼吸用保護具」の表は削除した。 ・第8章(4)②に溶接ヒュームの場合のただし書きを追加した。 ・第8章(4)に写真4-9および（定性的フィットテスト）についての記述、写真4-10を追加した。 ・第9章写真4-11に保護めがねを追加した。 ・第9章3(2)の見出しを「(2)部分化学防護服」とし、「割烹着」を「ガウン」、「前掛け」を「エプロン」と改めた。 ・写真4-1、4-4、4-5、4-6、4-8、4-11、4-12、4-13の一部を最新のものに差し替えた。 	<p>224</p> <p>224</p> <p>225</p> <p>227</p> <p>233-235</p> <p>250-251</p> <p>256</p> <p>263</p> <p>263、264</p> <p>271</p> <p>277</p>
第5編 関係法令	
<ul style="list-style-type: none"> ・第2章5に安衛法条文第57条から第57条の4を追加した。 ・第2章7に「(6)健康管理手帳」を新設した。 ・その他第2章4、5(2)、5(4)に法令改正に対応した記述を追加、修正した。 ・(参考)として「労働安全衛生規則中の化学物質の自律的管理に関する規制の主なもの」を追加した。 ・第3章1に「(5)管理の水準が一定以上の事業場の適用除外」を新設した。 ・第3章5に「(7)作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務」を新設した。 ・第3章7に「(2)ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和」を新設した。 ・その他第3章2(2)、2(4)、3(4)、3(5)、4(1)、4(3)、4(4)、4(5)、5(6)、5(9)、7(5)、8に法令改正に対応した記述を追加、修正した。 ・第4章2に法令改正に対応した記述を追加した。 ・第4章2に「⑩揭示」についての記述を追加した。 ・第4章3(1)に健康診断の実施頻度の緩和についての記述を追加した。 ・第5章 特定化学物質障害予防規則の最終改正日および条文を令和5年1月18日厚生労働省令第5号に更新した。 ・第5章中、第2条の3、第38条の14、第39条第4項について「解説」を追加した。 ・第6章 四アルキル鉛中毒予防規則の最終改正日および条文を令和4年5月31日厚生労働省令第91号に更新した。 ・第6章中、第20条、第22条第4項について、「解説」を追加した。 	<p>299-300</p> <p>304</p> <p>294、296、297</p> <p>307-311</p> <p>324</p> <p>335</p> <p>339</p> <p>353</p> <p>356</p> <p>356</p> <p>359</p> <p>365、413、428</p> <p>471</p> <p>486、488</p>
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料1、参考資料3、参考資料7の最終改正日および条文を令和4年11月17日厚生労働省令第335号に更新した。 ・参考資料4として「労働安全衛生規則第34条の2の10第2項、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号、鉛中毒予防規則第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」を掲載した。 ・参考資料5として「第3管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（抄）」を掲載した。 ・参考資料9として「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」を掲載した。 ・参考資料13の最終改正日および条文を令和3年1月26日基発0126第2号に更新した。 ・参考資料16として「化学物質関係作業主任者技能講習規程」を掲載した。 ・参考資料19を最新の情報に改めた。 	<p>494、499、507</p> <p>500</p> <p>501</p> <p>518</p> <p>537</p> <p>548</p> <p>557</p>